

(記載要領)

- (1) 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合人においては、押印を省略することができません。
- (2) 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその主たる業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (3) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通作、果樹園、桑園、茶畑、牧草地、その他の別を記載してください。
- (4) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- (5) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ヶ月単位で区分して記載してください。
- (6) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要する者であるときは、その旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1項から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

記載例

※ 捨印を捺印する場合は氏名欄への押印が必要



農地法第4条の規定による許可申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

日出町長 本田博文 殿

申請者氏名 日出 太郎

下記により農地を転用したいので農地法第4条の規定に基づき許可を申請します。

1. 申請者の住所及び職業	住 所							職 業				
	大分 都道 府(県)	速見 郡	日出 市	大字〇〇	5432 番地	1	△△					
2. 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域、市街化調整区域その他の区域の別			
	日出町 〇〇 字 〇〇	1234-5	田	畑	700	野菜	1,300kg	日出太郎	その他の区域			
	以下余白		※ 地番と面積は訂正しないこと			※ 利用していない場合は休耕中と記入						
※ 大字がある場合は土地の所在地欄に記入すること												
計		700 ㎡ (田 ㎡) (畑 700 ㎡)										
3. 転用計画	(1) 転用事由の詳細		事由の詳細(なぜ転用をしなければならないかを明確に記載すること。)									
	用途		農家住宅用地									
	現在の住居が崖下にあり危険なため移転する。											
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		許可後 年 月 日 から 永久 年間									
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要		第1期(着工 〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで)		第2期(着工 〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで)				合 計				
		名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
土地造成		/	/	/	700 (800)	/	/	/	/	/	/	700 (800)
建築物		家屋	1	170						1	170	
小 計			1	170						1	170	
工作物		倉庫	2	300						2	300	
小 計			2	300						2	300	
計			3	470	700 (800)					3	470	700 (800)
※ 資金証明書通りに記入すること												
※ 農地以外の土地を含めての計画の場合は、全体面積を () 内に記入する												
4. 資金調達についての計画	自己資金:1,000万円 融資証明(借入金):1,590万円											
	内訳: 住宅建築費:2000万円 / 倉庫代:500万円 / 造成費:90万円											
	計:2590万円											
5. 転用することにより生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	転用に際し、附近の農地、農作物に被害を与えぬよう十分注意します。不都合が生じた場合は当方にて処理します。											
6. その他参考となるべき事項												